○国土交通省告示第千七十五号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第百十五条第九号の規定に基づき、登録小型船舶教習所の教習の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年九月二十四日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

登録小型船舶教習所の教習の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示

登録小型船舶教習所の教習の内容の基準等を定める告示（平成十六年国土交通省告示第百六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第四2中「別表第十及び別表第十一」を「別表第十二及び別表第十三」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千七十六号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第百四十八条第三項の規定に基づき、ＯＣＲに用いる申請書の記載方法に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年九月二十四日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

ＯＣＲに用いる申請書の記載方法に関する告示の一部を改正する告示

ＯＣＲに用いる申請書の記載方法に関する告示（平成十五年国土交通省告示第六百六十号）の一部を次のように改正する。

本則中「昭和26年運輸省令第91号」の下に「。以下「規則」という。」を加え、「Ⅰ　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則関係」を削る。

海技免許申請書（第２号様式）第⑹項中「カタカナ表記」を「片仮名表記」に、「初めから」を「はじめから」に、「氏名の漢字を楷書体で記載し」を「氏名を漢字（楷書体に限る。以下同じ。）で記載し」に改め、同項イ中「氏名の姓と名の間には、１文字分」を「氏名の氏と名は１マス」に改め、同項ハ中「カタカナ」を「片仮名」に改め、同第⑺項中「日本人以外の者」を「外国人」に改め、同第⑼項を次のように改める。

⑼　乗船履歴欄は、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める方法に従って記載すること。

イ　第３条第１項第３号に規定する乗船履歴を表示する欄　海員学校の本科若しくは専修科、独立行政法人海員学校の本科若しくは専修科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科若しくは専修科を卒業した者（海員学校の本科を卒業した者、独立行政法人海員学校の本科を卒業した者又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科を卒業した者にあっては海員学校の乗船実習科、独立行政法人海員学校の乗船実習科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の乗船実習科を修了した者に、海員学校の専修科を卒業した者にあっては平成６年以後に卒業した者に限る。）であって四級海技士（航海）又は四級海技士（機関）の資格についての免許申請をする者は、規則第３条第１項第３号に規定する乗船履歴の期間に応じ、該当するチェック欄に「×」を記載すること。

ロ　総トン数20トン以上の船舶における船舶職員履歴を表示する欄　海技士（航海）又は海技士（機関）の資格に係る免許申請をする者は、当該船舶における船舶職員としての乗船履歴の期間に応じ、該当するチェック欄に「×」を記載すること。この場合において、２年以上の乗船履歴を有する者であって、船長又は一等航海士としての乗船履歴が１年以上あるものは、「特例」のチェック欄に「×」を記載すること。なお、昭和58年４月29日までに海技免状（丙種航海士に係るものを除く。）の交付を受けた者が、免許を申請する場合においては、その有する乗船履歴の期間にかかわらず、海技士（航海）にあっては「３年以上」のチェック欄に、海技士（機関）にあっては「２年以上」のチェック欄に「×」を記載すること。

海技免許申請書（第２号様式）第⑾項中「申請する者であって」の下に「、国際航海に従事するもののうち、」を加え、同第⑿項中「地方運輸局等」を「地方運輸局」に改める。

履歴限定解除（変更）申請書（第３号様式）第⑵項中「（楷書体に限る。以下同じ。）」を削る。

海技免状更新申請書（第６号様式）第⑴項中「小型船舶操縦士免許証」を「小型船舶操縦免許証」に改める。

海技免状再交付申請書（第８号様式）第⑴項中「船舶職員及び小型船舶操縦者法」の下に「（昭和26年法律第149号。以下「法」という。）」を加える。

海技試験申請書（第10号様式）第⑵項中「以下同じ」を「以下同じ。」に改め、同第⑶項イ中「受験内容を表示する欄には、受験する内容に応じ該当するチェック欄に」を「受験内容欄は、受験する内容を表示するチェック欄に」に改め、同項ロ中「省略免除を表示する欄には、省略免除を受けようとする内容に応じ該当するチェック欄に」を「省略免除欄は、省略免除を受けようとする内容を表示するチェック欄に」に改め、同第⑷項中「(1)から(4)」を「(1)、(2)」に改める。

締約国資格受有者承認申請書、登録事項（承認証）訂正申請書、承認証再交付申請書（第15号様式）第⑵項中「船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第23条第１項」を「法第23条第１項」に改め、同第⑸項中「「その他」の欄に」を「「その他」の」に改め、同第⑺項中「船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条第１項」を「法第23条第１項」に、「姓と名の間に１文字分」を「氏と名は１マス」に、「初めから40字を記載すること」を「はじめから40字を記載し、41字以上の文字については申請書の裏面に記載すること」に改め、同第⑽項中「国籍国」を「その国籍国」に改め、同第⑿項中「具体的その就業範囲を」を「具体的に」に改め、同第⑽項中「初めから42字を記載すること」を「はじめから42字を記載し、43字以上の文字については申請書の裏面に記載すること」に改め、同第⑲項中「記載のこと」を「記載すること」に改め、同第⑳項中「承認証の記載事項は」を「承認証の記載事項を」に改め、同第㉑項中「(1)及び」を削る。

操縦免許申請書（第18号様式）第⑴項中「読み取り箇所は」の下に「、片仮名、漢字、アラビア数字又は記号を用いて」を加え、同第⑷項中「カタカナ表記」を「片仮名表記」に改め、同項イ中「氏名の姓と名の間には１文字分」を「、氏名の氏と名は１マス」に改め、同項ハ中「カタカナ」を「片仮名」に改め、同第⑸項中「13文字以上のときははじめから12文字を記載し、13文字以上の文字は」を「13字以上のときははじめから12字を記載し、13字以上の文字については」に改め、同項ロ中「氏名の氏と名の間には１文字分」を「、氏名の氏と名は１マス」に改め、同項ハ中「半濁点は付きのひらがな又はカタカナ」を「半濁点付きの平仮名又は片仮名」に改め、同第⑹項ハ中「53文字以上のときは、はじめから52文字を記載し、53文字以上の文字は」を「53字以上のときは、はじめから52字を記載し、53字以上の文字については」に改め、同第⑺項中「国籍を有する場合」を「国籍を有する者である場合」に改め、同第⑻項中「旧免状番号」を「、旧免状番号」に改め、同第⑼項中「別表第１」を「、別表第１」に改め、同第⑾項ハ中「各サイズをしたもの」を「各サイズを満たしたもの」に改める。

操縦免許証更新申請書（第22号様式）第⑴項中「は除く」を「を除く。」に改め、「記載するとともに」の下に「、氏名、本籍の都道府県名又は国籍については」を加え、同第⑵項中「外国人から日本人に帰化した場合」を「帰化によって日本の国籍を取得した場合」に、「記載し、変更の」を「記載し、その変更の」に改め、同第⑶項中「日本人から外国人に帰化した場合」を「帰化によって外国の国籍を取得した場合」に改め、同第⑷項中「小型船舶操縦士免許証」を「小型船舶操縦免許証」に、「小型船舶操縦士の更新」を「小型船舶操縦免許証の更新」に改める。

小型船舶操縦士国家試験申請書（第25号様式）第⑵項中「同時受験欄の試験」を「同時申請欄の試験」に改め、同第⑷項中「カタカナ表記」を「片仮名表記」に、「初めから」を「はじめから」に改め、同項イ中「氏名の姓と名の間に１文字分」を「左詰めで、氏名の氏と名は１マス」に改め、同項ハ中「カタカナ」を「片仮名」に改め、同第⑹項中「写真欄に、申請者の写真を貼付する場合においては、」を「写真欄には、申請者の写真を」に改め、同第⑺項中「日本人以外の者」を「外国人」に改め、同第⑽項中「(4)、(5)又は(9)」を「申請者氏名等欄、本籍欄又は国籍欄」に改める。

別表第１小型の項中「二級若年」を「二級１Ｍ」に改める。